

# STOP! 滞納

## 税金の納め忘れはありませんか

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した行政サービスを推進するために欠かすことのできない重要な財源です。

税金を納め忘れている方は、早めに納付をお願いします。

### そのまま納め忘れると・・・

市税は、納期前に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産などの差押えをしなければならないとされています。

市では、納期前に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を強化しています。悪意のない「うっかり」とした納め忘れの場合でも、法に基づく差押えなどの滞納処分を執行することになります。

### ○平成22年度差押え実績（10月31日現在）

対 象		件 数
不 動 産	固定資産	27件
	給 与	2件
債 権	預貯金	162件
	所得税還付金	30件
	年 金	16件
捜 索		1件

### 【滞納処分の流れ】

納税通知書発送 納期限前10日までに納税者に送付  
↓  
納 期 市税を納付いただく期間（条例で定める日）  
↓<納付がない場合>  
督促状の送付  
↓<納付がない場合>  
催 告（納税指導）文書・電話・訪問などによる催告  
↓<納付がない場合>  
滞納処分（給与、預貯金などの差押え・捜索など）

\* 捜索とは、滞納者の住居などで財産を発見するために行う強制捜査のことです。

### 納税相談はお早めに

病気・失業・災害などのやむを得ない特別な事情で納税することが困難な方は、早めに納税相談へお越しください。税務課では、市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

【納税・相談窓口】 <夜間窓口> 毎週火曜日 午後7時まで（祝日を除く）  
<休日窓口> 毎週日曜日 午前8時30分～正午

### 年末特別納税相談窓口を開設します

毎週火曜日の夜間および日曜日の休日窓口以外にも、次のとおり税務課収納担当で臨時の窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。

【夜間窓口】 12月13日(月)～17日(金) 午後5時15分～7時  
【年末窓口】 12月29日(水) 午前8時30分～正午

▶ 問い合わせ 同課収納担当（内線236・237）

### 税務課臨時職員を募集します

- ▼ 勤務期間 平成23年1月13日(木)～3月31日(木)
- ▼ 勤務時間 午前8時30分～午後5時
- ▼ 勤務場所 税務課
- ▼ 勤務内容 市・県民税（住民税）課 税事務の補助（書類整理や簡単なパソコン操作など）
- ▼ 募集人数 3人程度
- ▼ 時給 830円
- ▼ 申し込み 市販の履歴書（写真貼付）に必要事項を記入のうえ、12月21日(火)までに人事課へ持参。申し込み後、面接のうえ選考。
- ▼ 問い合わせ 人事課人事給与担当（内線208）または税務課市民税担当（内線231）



### 市報きょうだ1月号は12月27日に配布します

新年の市報きょうだ1月号は、12月27日(月)に各自治会長宅または配布役員宅へ配布します。

▼ 問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当（内線318）